

美祢市立美東病院 通所リハビリテーション運営規定

（事業の目的）

第1条 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者」という）に対して、適正な通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所リハビリテーションの従事者は、要支援者・要介護者が、居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、その他必要なりハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図る。

2 通所リハビリテーションの実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 通所リハビリテーションを実施する事業者の名称および所在地は次のとおりとする。

- （1）名 称 美祢市立美東病院
- （2）所在地 美祢市美東町大田 3800 番地
- （3）介護保険指定番号 3517910018 号

（従業者の職種、員数、及び職務内容）

第4条 通所リハビリテーションの従業者の職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1名 （院長、勤務形態：常勤）

事業所における従業者の管理、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定通所リハビリテーション等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行うものとする。

- （2）医師 1名以上

利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、指示をすること及び利用者の健康管理及び保健衛生の指導を行う。

- （3）理学療法士又は作業療法士 1名以上

理学療法士又は作業療法士は他職種と連携しつつ通所リハビリテーション利用者の心身機能評価、訓練計画の立案、理学療法又は作業療法の提供等を行うものとする。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は次の通りとする。

(1) 営業日 月曜から金曜日

ただし国民の祝日、振替休日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午前12時00分まで

(3) サービス提供時間 午前9時00分から午前11時00分

(4) 電話により午前8時30分から午前12時00分まで連絡可能な体制とする。

(実施単位及び利用定員)

第6条 実施単位及び利用定員は次の各号に定めるとおりとする。

(1) 実施単位 1単位

(2) 利用定員 5人

(指定通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーション等の内容は、理学療法、作業療法その他日常生活上の世話を行うものとし、指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては次の点に留意するものとする。

- 1 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、利用者の心身状態の維持回復又は向上に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うための通所リハビリテーション計画等を作成しなければならない。
- 2 事業者は、医師の診療及び指示に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。
- 3 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者に対し懇切丁寧に行うものとし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。
- 4 指定通所リハビリテーション等の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。特に、認知症を有する利用者に対しては、利用者の有する特性に対応したサービス提供ができる体制を整えるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 通所リハビリテーションを提供した場合の利用額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載されている割合を適用する。

(通常の事業の実施区域)

第9条 通常の事業の実施区域は、美祢市内とする。

(サービスにあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者またはその家族に対して、重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用開始にあたっては、別に定める利用契約書に記載した事項を、当事業所と利用者の双方が確認を行い、その遵守に努めることとする。

3 事業者は、正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒んではならない。

4 災害その他、やむを得ない事情がある場合を除き、サービス提供の実施を変更しない。

5 利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医に連絡を取り、その指示に従う。

6 法定代理受領サービスに該当しない通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した通所リハビリテーションの内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を発行する。

(緊急時の対応等)

第11条 従業者は、指定通所リハビリテーションの提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、非常災害に関する具体的な対応計画を定めるものとする。

2 管理者又は防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域の消防署の協力を得た上で、年2回以上実施するなど、利用者の安全に対して万全の備えを行うものとする。

(業務継続計画の策定)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 14 条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じなければならない。また、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(事故発生時の対応)

第 15 条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。

3 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 16 条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

(苦情処理等)

第 17 条 事業者は、苦情対応の責任者及びその連絡先を明らかにし、通所リハビリテーションサービスについて利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立てが

ある場合は、迅速かつ誠実に必要な対応を行わなくてはならない。

- 2 事業者は、利用者、利用者の後見人又は利用者の家族から苦情の申立て等が行われたことを理由として、利用者に対し不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 苦情対応者は重要事項説明書に定めるものとする。

(秘密保持)

第 18 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(記録の整備)

第 19 条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情の内容等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録
- 2 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から 5 年間保存しなければならない。

(その他運営に関わる重要事項)

第 20 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、美祢市立美東病院が定めるものとする。

附 則

この運営規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。